

商工業振興のための 支援関係補助金等のご案内

■ 問い合わせ先
商工観光課
☎(32)8907

市では市内商工業の振興を

図るため、中小企業者等を対象とした補助金・奨励金の制度を実施していますので、積極的にご活用ください。

なお、補助金等の交付にはそれぞれ条件がありますので、お問い合わせのうえご確認ください。

雇用奨励金

市内にある事業所が対象労働者（市内在住60歳未満等）を常用雇用した場合、申請により事業主に奨励金を交付します。

■ 対象
各種条件がありますのでお問い合わせください。

■ 交付額
1人につき20万円（同一年度内で同一事業者への交付限度額100万円）

申請開始日

対象労働者の雇用を開始してから6か月を経過した日

申請期限

申請開始日から6か月以内

空き店舗活用事業奨励金

■ 対象者

市内の空き店舗を借りて、商業等の事業を始める方

■ 空き店舗とは

かつて事業の用に供され、その後、移転や閉店等により閉鎖され、3か月以上事業の用に供されていない店舗

■ 交付額

事業を開始した月から1年間に限り、対象物件に係る賃借料の2分の1以内（敷金・礼金等を除く）

■ 交付期間

1年間

■ 限度額

60万円（1年間）

■ 奨励金

6か月ごとに交付

■ 申請時期

事業開始前

※各種条件がありますのでお問い合わせください。

まちなか商店リフォーム補助金

■ 対象

市内で店舗を営む方、または空き店舗を利用して営業を開始しようとしている方がお店の機能を維持し、または向上させるための改装、改修、改装に付随する設備の設置

■ 店舗の対象範囲

・小金井駅・自治医大駅・石橋駅から概ね1.5km以内の市内に所在する店舗
・店舗面積が1,000㎡以下

■ 補助率及び限度額

・空き店舗開業者
補助率 2分の1
補助限度額 100万円
・既存店舗開業者
補助率 3分の1
補助限度額 50万円

■ 申請時期

工事中前

※対象業種の指定があります。また、各種条件がありますのでお問い合わせください。

工場誘致奨励金

■ 対象

市内への工場等の新設または増設、移設、建替を行う事業者（投下固定資産総額5,000万円以上）

■ 対象事業所（使用目的）

・物品の製造、加工、修理を行う工場等
・情報サービス、物流、研究開発施設

※一般廃棄物・産業廃棄物の収集、運搬、処理及び処分に係る施設は除く

■ 交付要件

常用雇用者数等各種要件がありますのでお問い合わせください。

■ 奨励金の額及び交付率

納税した固定資産税・都市計画税額をもとに、交付率をかけた算出します。交付率は業種と立地の区域により3分の1、2分の1、10分の10の3種類があります。

■ 奨励金の限度額

投下固定資産総額及び立地の区域により1年あたり500万円～1億円の限度額があります。

■ 交付期間

3年間

■ 申請時期
操業開始前（要事前相談）
※各種条件がありますのでお問い合わせください。

中小企業融資制度

市内中小企業者の資金調達を容易にし、商工業の振興を図るため、市内金融機関及び栃木県信用保証協会と連携した融資を行っています。

■ 融資の種類

運転資金、設備資金、円滑化資金、創業資金、女性起業家創業資金、事業承継支援資金、災害対策資金

■ 貸付利率

資金の種類と融資期間により1.1%～2.9%

■ 融資期間

資金の種類により最長20年まで

■ 保証料

市が全額補助します。ただし円滑化資金については半額補助となります。

■ 取扱金融機関

足利銀行、栃木銀行、足利小山信用金庫の市内支店
※利用条件等詳細については商工観光課や取扱金融機関へお問い合わせください。